

令和3年度 第4回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和4年1月17日（月） 午後2時30分～午後3時50分	
開催場所	松阪市役所 5階特別会議室	
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士） 副委員長 村田 裕（前 名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 昇（税理士） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/法学博士） 委員 横山 賢（前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士）	
事務局	契約・検査担当理事 中西 契約監理課長 田中 調達担当主幹 柳川 検査指導係長 野口 検査指導係主任 大河内 契約係長 中西	
議題	議題1 入札及び契約の状況報告（令和3年10月から令和3年12月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議（伊藤委員抽出） 議題3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について	

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告（令和3年10月から令和3年12月分）	
	・工事の発注状況について 第3四半期の入札件数は総計133件。内訳として工事118件、委託9件、入札不調4件、中止は2件であった。前年同期と比較し、発

	注総数は 43 件の減。 契約金額は総計 32 億 2,247 万 5,300 円。内訳が工事 31 億 8,262 万 2,300 円、委託 3,985 万 3,000 円で前年比較総計 10 億 6,864 万 8,000 円の減。 平均落札率は、全体で 86.87%、内訳として工事が 86.97%、委託が 85.58%。 ・指名停止措置の運用状況について この四半期における指名停止は無し。
●抽出事案の審議（伊藤委員抽出）	
この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査型の案件などについて確認したい。 事務局に説明をお願いしたい。	入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上について 入札参加者数 5 社以下で落札率 90%以上となった案件は 6 件。 内訳は建設工事 4 件、業務委託が 2 件。 まず、「野口向井橋外 1 橋橋梁修繕工事」。昨年度発注を行ったが入札参加者が無く不調となった案件。設計書の見直しを行い改めて発注を行った。入札参加者は 3 社と少数であったが、昨年度の経過を踏まえると受注者が決定し、事業が進むことは重要と考えている。 次に「塚本町外配水管布設替設計業務委託」。業務概要は、水道管の老朽化による布設替の設計業務委託。建設コンサルタント登録規程による上水道・工業用水道部門の登録などを入札条件としている。前回、当委員会において報告させていただいた業務委託への入札参加者少数対策について、特に上水道・工業用水部門が顕著。業務委託総持ち件数や部門別持ち件数が参加者少数の要因と考えている。これまでは発注時期をずらすなどの対応を行っているが、例年に比べ同部門登録を参加条件とする設計業務委託の発注が例年に比べ多く、暫定的であるが 9 月 13 日以降の

	発注公告分から、市内業者総手持ち件数を 5 件から 7 件、準市内業者の総手持ち件数を 3 件から 5 件、部門別手持ち（準市内）は、上水道・工業用水道部門に限り 2 件としている。落札者は、既に同部門の委託を受注しており、発注基準を暫定的に見直したことで入札参加があったこと、また、予定価格を下回る応札額であり落札率 100%を回避できたと考えており、参加者少数対策の効果はあったものとするが引き続き参加状況を注視していきたい。 次に「塩浜排水区沖スポンプ場増設工事（電気設備）」。工事概要は、受変電設備、運転操作設備などの電気工事。入札参加資格要件は、業種として電気工事、地域条件は全国で資格総合点数 1400 点以上で、過去 15 年間において排水能力 408 m³/min 以上の雨水ポンプ場等の電気設備の新設、増設及び更新工事を元請けとしての履行実績を求めた。十数社程度の参加可能業者は確認しているが、1 社の参加で落札。現在稼働中の同ポンプ場の過去の電気設備施工業者が受注者と同様で、責任の所在等を配慮し、入札参加を控えたものと推測する。 落札率 90%以上について 落札率 90%以上は 10 件。内訳は建設工事 8 件、業務委託 2 件。入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上と重複する案件があるが、その中でも「蘭橋架替工事（その 1）」、「松阪市公共下水道事業災害用マンホールトイレ設置工事（啓発看板）」、「粥見小学校屋内運動場屋根防水他改修工事」は、最低制限価格率を算出するランダム係数が高めの設定となった。ランダム係数が高くなると、いくつかの応札が最低制限価格を下回る事象が発生する。従来から一定程度で発生している事象である。
--	---

	入札参加者数 5 社以下について 入札参加者が 5 社以下となった案件は 38 件。内訳は、建設工事 31 件、業務委託は 7 件。 建設工事については、概ね基準価格率付近での落札となっており競争性は働いたと考えるが、業務委託については、90 数%と高い落札が 2 件あった。この時期は、業者の手持ち件数が徐々に増えつつ、参加者が少数となる傾向があり、加えて他団体の公共事業や民間受注の状況なども影響してか参加少数となる。このような状況ではあるが、予定価格の範囲内で受注者が決定し事業が進むことは重要なことと考えている。 低入札型について 低入札型発注は 7 件。下水道・上水道合冊工事 5 件、下水道工事 1 件、管工事が 1 件。 これまで積算参考資料を公告時に添付し、各業者がそれをもとに積算し、応札されている。開札の結果、調査基準価格を下回り、応札も同額になることが多い。その後、低入札価格調査順を決めるくじ引き、積算内訳書の審査を行い落札者を決定しているところ。入札制度改正に合わせ、公告時に添付する「積算参考資料」の内容をより詳細に公表したことで、このくじ引きにより、落札者決定する傾向が強くなったと感じている。 また、過去の意見書でもあるように、低入札価格調査制度の目的は、最低制限価格を下回る応札を失格として、場合によっては高値応札者とやむを得ず契約しなければならない不合理を防ぐといった観点から設定された制度。特に土木一式工事では、最低制限価格 85%と低入札価格下限値の 75%付近に応札額が集中する現状との乖離が大きくなり過ぎているところが課題となっていた。 制度改正後、今期の低入札平均落札率は、
--	--

	土木一式工事 79%、建築一式 89%。引き続き、最低制限価格と低入札価格の乖離について注視していく必要がある。 総合評価落札方式について 総合評価落札方式は、設計金額 1 億円以上の工事を対象とし、総合評価値の算出、現場管理提案を求める価格以外の評価項目など一部改正を行い、今年度 4 月に再開。第 2 四半期に続き、今期も 3 件発注。 まず、「松阪市公共下水道事業松阪第 3 処理分区 44 号外污水管渠及び配水管布設替工事」。入札参加者は 3 者。総合評価落札方式は、低入札価格調査制度を併用していることで、最低制限価格を調査基準価格に読み替え、調査基準価格を下回った応札額に対し、低入札価格調査を行う。同様に失格基準価格も算出する。入札価格の低い方から順に、入札価格の 7 割の数（1 社未満切上げ）の入札価格の平均額に 0.95 を乗じた価格が失格基準価格であるが、有効入札者数が 5 者未満となる場合、予定価格の 80%が失格基準価格となる。失格基準価格算出後、3 者全てが失格基準価格未満となり入札不調となった。 次に「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 6-42 号外污水、156-1 号外雨水管渠及び配水管布設替工事」、「松阪市公共下水道事業松阪第 3 処理分区 1 号外污水管渠及び配水管布設替工事」は、開札の結果同額となったが、総合評価値が一番高かった業者が落札。 前回の当委員会でも報告させていただいているが、県主催の総合評価審査会へ提案・承認後、契約締結まで 2 か月を要した。通常の入札は、概ね 2 週間で落札者を決定するが、総合評価落札方式においては、学識経験者の意見聴取、同方式で発注する提案、開札後に
--	--

	において価格点と価格以外の評価項目で総合評価値を算出し落札決定の報告を庁内の総合評価審査会で承認を受ける流れ。地方自治法等に基づきこの仕組みを設けているが、これらの日程調整がスムーズにいけば短縮は可能であると思うので、計画性をもった取り組みを研究したいと思う。 インセンティブ型について 今期は2件。参加業者からも好評を得ており、今年度も昨年度以上の発注件数を予定している。 入札不調について 入札不調は4件。 「都市下水路草刈業務委託（その4）」、「西之川橋外6橋橋梁修繕工事」は、入札参加者が無く不調。次に「松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区44号外污水管渠及び配水管布設替工事」は、総合評価落札方式で述べたとおり。最後に「松阪市民病院空調熱源設備改修工事」は、全社積算内訳書審査基準を満たさず不調。 入札中止について 入札中止は2件。公告中に設計書に誤りがあったため中止の措置を行った。全案件、再度公告を行い入札執行済みである。 その他 解体工事について、工事後の成果物又は製造物に求められる品質性能等は、他の建築工事等とは異なり、相対的に低いものと考えられ、軽微な解体工事の特性を踏まえた、積算や最低制限価格等の在り方について検証を行うため、今期2件、最低制限価格を設けずに
--	--

全ての案件ではないが、ランダム係数が高くなると、いくつかの応札が最低制限価格を下回る事象が発生している。応札額の中での最低の価格業者と落札業者の応札額には当然差が出るが、入札は公正性、公平性などの確保に加え適正な価格でサービスを調達することであることから、制度については再検討が必要ではないのか。 低入札型の案件において、複数の業者が同額で並んでいる。くじ引き後、積算内訳書の審査を経て落札者を決定しているのは理解するが、一般市民から見ると違和感がないのか。 解体工事について、工事後の成果物又は製造物に求められる品質性能等は、他の建築工事等とは異なり、相対的に低いものは理解するが、適正に廃材等の処分がなされているかも重要である。監督員への指導、検査時においてもしっかり確認されたい。	発注を行った。 ランダム係数を掛けることで、同額の入札防止、透明性や公正性の確保等を図り、本市の入札制度において有効に機能していると考えている。委員が抽出された案件は、1社以外が最低制限価格を下回り失格となり、結果、高値応札業者が落札となった。これまでランダム係数が高く設定されると、こういった事象がおこっており、ランダム係数の弱みの部分が出てしまったと思う。引き続き、注視していく部分、またランダム係数そのものを今後どうしていくのかという部分も委員の皆さんと議論をさせていただきたいと考えている。 複数の業者が同額で並ぶことはこれまで幾度もある。また、これまで以上に積算内訳書参考資料を公表していることで同額応札は増となっている。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当	① 東口公園トイレ新築工事

性は十分検討されたい。 	当工事は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応させるため非接触や換気が十分に行われるようトイレの新築を行うため公募型プロポーザル方式によりトイレ施工業者の募集を行い、新型コロナウイルス感染症対策である換気の工夫や使用する設備が節水、省エネに特化しており評価できる提案であり、価格評価・総合評価共に１位であった相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	② 浅間公園トイレ新築工事 当工事は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応させるため非接触や換気が十分に行われるようトイレの新築を行うため公募型プロポーザル方式によりトイレ施工業者の募集を行い、新型コロナウイルス感染症対策である換気の工夫や使用する設備が節水、省エネに特化しており評価できる提案であり、価格評価・総合評価共に１位であった相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。
委員会としての意見	③松阪市民病院空調熱源設備改修工事 現在の冷温水発生機 2 台のうち 1 台は部品の故障により正常に稼働しない状態である。熱負荷の大きい来年の夏までに 1 台は取替を完了することが必要。病院の運営上、騒音振動を伴う工事やクレーンによる空調機器の搬入作業については、土・日の内の救急輪番日以外に限られるため、工事の日程調整が難しく、時間がかかることが想定される。冷温水発生機の故障や騒音振動による患者への負担等のリスクを回避するには、早期に契約を締結し、工事を進めていく必要がある。また、冷温水発生機の納期がかかるうえ、工事

全社積算内訳書の審査基準を満たさず、入札不調となった経過は理解した。全社積算内訳書を満たさないことは、発注者側からは十分説明はされていたのか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見 ・ 状況は理解できるが、随意契約理由のひとつ	もスムーズに進まないことを考えると冷温水発生機取替ができるかどうかは不明である。その場合、既設の冷温水発生機 1 台での運転となり、老朽化も激しいため、夏場の過負荷状態になると故障が発生するリスクが非常に高くなるため、入札最低価格者である相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号及び第 8 号による随意契約を締結した。 入札公告時に、低入札案件であること、積算内訳書審査基準数値は記載している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ④上ノ庄第二排水機場φ1350 立軸斜流ポンプ電動機改修工事 本工事の施工にあたっては、既設施設との適合があるため、既設設備の構造及び機能を熟知していること、また、必要となる機器部品等も特定でき、材料の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となる。既設設備の製作・据付については、契約相手方が行っているため、当施設の設計・構造及び機能を熟知しており日々の修繕・メンテナンスについても担当している。これまで当該施設全般の機器の診断や点検、修繕にも携わっていることから、ポンプの更新に確実な対応ができ、現場の状況や知識等に精通。また、施工完了後の既設設備の調整に対して修繕・メンテナンスの面からも、責任の所在を明確化するため、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑤松阪市公共下水道事業松阪第 3 処理分区 44 号外污水管渠及び配水管布設替工事
---	---

つが、再入札を行った場合価格上昇が考えられるということであるならば、できるだけ公正性を担保する総合評価落札方式で決定すべきであったと思われる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	本工事は令和 3 年 9 月 27 日に総合評価落札方式での入札公告を行い、同年 10 月 29 日に開札。開札の結果、入札参加者全てが低入札価格調査制度の失格基準価格を下回り入札不調となった。本工事は施工延長 1,000m を超える上下水道合冊工事であるため、その工事規模から換算する実質の想定工事期間に約 14 か月が必要となることから再度入札の検討を行ったが、新積算システムに変更して新たな設計書を作成する期間と再入札に要する期間に約 4 か月を要するため、最短でも工事の契約が令和 4 年 3 月上旬となるため、国費事業の事故繰越となる令和 4 年度末の工事完成が見込めない。また、現在の応札額は低入札価格調査制度の積算内訳書審査基準を満たす最低価格であり、再入札を行った場合、価格の上昇が考えられるため現状が本市にとって最も有利であることから、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号及び第 8 号による随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑥⑦令和 3 年度松阪市森林整備事業業務委託（その 2） 令和 3 年度松阪市森林整備事業業務委託（その 3） 本事業は、森林所有者に代わって全額公費により環境林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させることを目的としている。市と森林所有者及び認定林業事業体間において、「松阪市森林整備事業に関する協定」の締結が必要である。よって、本事業は、同協定に基づく森林であること、森林管理に関しては森林所有者から同意を得ている認定林業事業体でなければ事業の遂行はできないことから、自治令第 167
---	---

..... 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	条の２第１項第２号及び第６号による随意契約を締結した。 ⑧総務管理システム更新委託 ⑨総務管理システム運用保守委託 現在の総務管理システムをバージョンアップして使い続けることは、別の総務管理システムに移行するよりも安価にシステム更新が実施できること、システム更新にかかる関係各課の作業負担が大幅に軽減できること、職員がシステム操作を覚えなおす必要がないこと等、本市にとって多くのメリットがあること、また構築、運用保守をしている相手方と自治令第１６７条の２第１項第２号及び第６号による随意契約を締結した。 ⑩松阪市広域情報ネットワーク等機器賃貸借及び運用保守業務 本業務は「庁内ネットワーク用、保育園用、公民館用機器」や「インターネット分離システム」の賃貸借及び保守契約である。 現在、半導体不足や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による工場操業停止などによりネットワーク機器の流通が著しく不安定な状況になっており、全てのネットワーク機器を更新とした場合に、期限内に機器の調達が困難である。また、全てのネットワーク機器を更新せず、既設機器を再利用することで、大幅な経費削減が見込めるため、自治令第１６７条の２第１項第２号及び第６号による随意契約を締結した。 ⑪松阪市広域情報ネットワーク幹線利用契約 本契約は本庁と振興局を接続する閉域ネットワーク幹線の一つであり、「広域情報ネッ
--	--

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	トワーク等機器賃貸借及び運用保守業務」が満了となる令和５年度まで継続利用するものである。回線の両端に設置されるネットワーク機器は安定運用できている、再利用することでコスト削減を図られる。 よって、現行の閉域ネットワークサービスを契約している相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約を締結した。 ⑫松阪市電子入札システム改修業務 本業務は電子入札システム対応ブラウザである「Internet Explorer」から、後継の「Microsoft Edge」に対応するためのシステム改修業務である。 改修にあたっては、現行運用しているシステムのプログラム、構成等について全て把握している必要がある。また、システム所有権は西日本電信電話株式会社 三重支店である。 よって、本システムの改修業務が行えるのは、所有権を持ち、平成 16 年の本システム構築からこれまで、本市の入札制度にあわせ改修、保守を行ってきた西日本電信電話株式会社 三重支店に限定されることから随意契約を締結した。自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
	次回開催日を令和 4 年 3 月 29 日（火）13 時 30 分からとし、抽出委員は横山委員とする。